



南九州市

農業委員会だより

平成26年10月発行 南九州市農業委員会事務局



【新体制の農業委員 9月定例農業委員会議時撮影】

『南の食糧供給基地』南九州市農業発展のために

南九州市農業委員会 会長 堀之内 和矢

七月の農業委員統一選挙により新体制の農業委員会がスタートいたしました。総勢三五名で構成され、うち女性委員が八名となっております。今回は、新委員が十二名と入れ替えの大きかった改選でもありました。

先般の臨時農業委員会で会長に選出され責任の重大さをひしひしと感じております。

特に、新たな農地制度のもと、農地の権利移動規制の緩和で農地を利用できる主体が大幅に拡大しており、農地の権利移動の許認可をはじめ遊休農地の解消など、農業委員会が果たす役割はより重要性を増しております。

加えて昨年十二月には農地中間管理機構関連二法案が制定・公布され、農地中間管理機構の業務に積極的に関与し、地域農業の発展に貢献しなければなりません。

農業・農村の高齢化、後継者不足が深刻化するなか、婚活等による人づくり、担い手の育成・確保も農業委員活動の重要な柱と認識いたしております。

耕地面積九二四〇ヘクタール・耕畜合計生産額四八一億円強を誇る農業立市南九州市においては、担い手への農地の利用集積、経営改善の支援、認定農業者の掘り起こしや集落営農づくりの支援、人・農地プランの策定に向けた地域の合意形成活動への支援、地域農業振興のための情報提供活動、農業者の老後の生活安定に欠かせない農業者年金制度の普及・定着の推進など取り組みがなされております。

他方、TPP交渉や規制改革会議答申をうけた閣議決定にみられるように農業をとりまく環境は予断を許さない状況にあります。

このようななかで農業委員会は行政への建議、また諮問への答申などにより、政策に農業者の声を反映させるべく代表機関としての重要な役割を担っております。

どうか農地、農業経営のことで困った問題がありましたら、是非、地域の代表であります農業委員へご相談ください。

農業関係者の皆様へ

農地中間管理事業が始まりました！

農地中間管理事業を活用して、地域営農の活性化や規模拡大を図りましょう！

- 規模拡大をしたいけれど、条件の合う農地はないかな…？
- 農地が集約できたら、管理もしやすいんだけどなあ…
- あまった農地を誰か借りてくれないかな？
- 農業をリタイアしたい（経営の一部をやめたい）けれど、どうしたらいいかな？
- 農地を人に貸しても良いけれど、知らない人に貸すのは少し不安…
など…

そんなときは…

農地中間管理事業
を活用しましょう！

公益財団法人 鹿児島県地域振興公社
(鹿児島県農地中間管理機構)
南九州市農林水産課・農業委員会

農地中間管理事業とは？

機構(公社)を通じて農地の貸し借りをを行うので安心です。

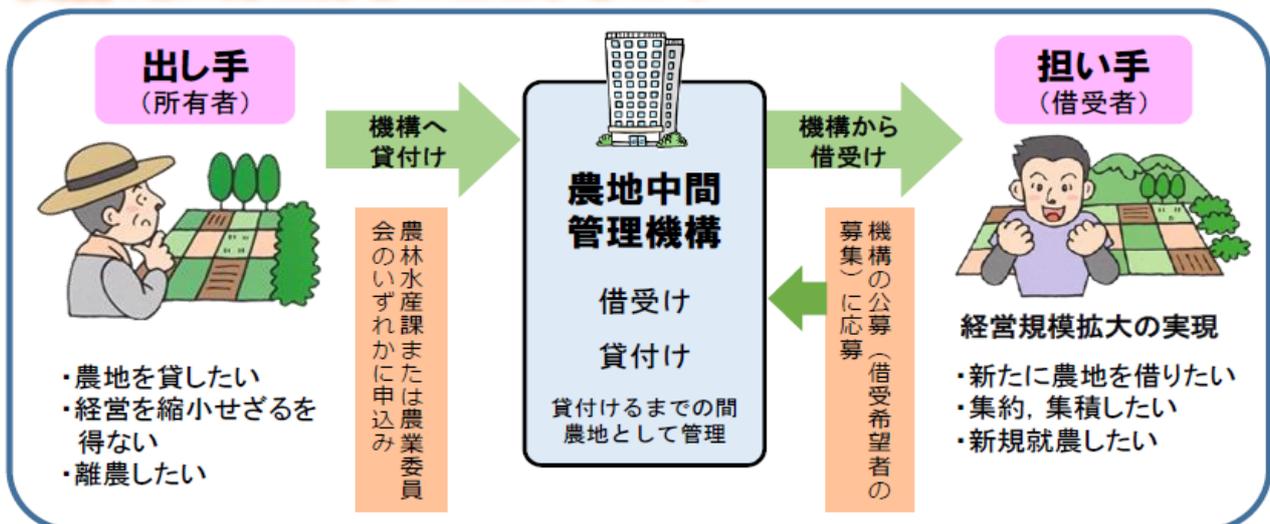


「農地中間管理機構」を通じて、農地の貸借をおこない、農地の集積・集約化、農業経営の規模拡大、新規参入等による農用地等の効率的利用を促進し、農業の生産性の向上を図る事業です。

鹿児島県では「(公財)鹿児島県地域振興公社」が、県知事より農地中間管理機構の指定を受け、市町村をはじめ関係機関・団体と連携しながら農地集積・集約化を進めていきます。

農地の出し手と担い手の間に、営利を目的としない公的機関が介在するので、安心して農地の貸し借りが行えます。

具体的にはどんなことをするの？



<具体的な取組み>

- ・農林水産課，農業委員会，農地中間管理機構等に農地の相談窓口を設けます。
- ・機構が，農地を貸し出したい方（所有者）から農地を預かり，借り受けたい担い手（借受者）へ農地の配分（貸し出し）を行います。
- ・農地の配分は「人・農地プラン」など，地域の話し合いをベースに行います。
- ・機構のホームページで，貸出希望農地や借受希望者等の情報を見ることができます。
- ・要件を満たすと，国・県等の補助事業の活用により，畦畔はずしや暗渠排水等の簡易な条件整備を行うことができます。

【農地を貸したい方】

一定条件を満たせば、機構集積協力金が交付されます。



- ①機構または農林水産課，農業委員会へご相談ください。
- ②窓口にて備え付けの申込書に必要事項を記入し，お申し込みください。
※申込書は機構ホームページからもダウンロード・印刷できます。
※貸し出せる農地は，農業振興地域の区域内に限ります。
- ③機構が貸出希望農地の情報をホームページ上に掲載し，借受希望者を募集します。

【農地を借りたい方】

- ①機構のホームページに貸出希望農地の情報を掲載します。この情報は農林水産課，農業委員会でも見ることができます。
- ②機構または農林水産課，農業委員会へご相談ください。
- ③窓口にて備え付けの申込書に必要事項を記入し，お申し込みください。
※申込書は機構ホームページからもダウンロード・印刷できます。



こんなメリットもあります！

- 複数の所有者から借りた場合でも，賃借料の支払いは機構がまとめて行います。
- 賃借料の支払いは口座振替ですので，手間がかかりません。

機構集積協力金について

地域への支援(1種類) } 計3種類が
個人への支援(2種類) } あります



① 地域内の話し合いで、農地を担い手に集積する場合→ 地域集積協力金

一定地域内の農地を機構へ預けると、地域集積協力金が当該地域に交付されます。

【交付対象と要件】

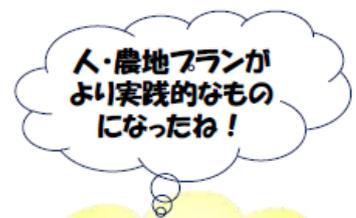
対象：人・農地プランの作成・実行のための実質上の話し合いの単位となっている「地域」。

要件：機構への農地の貸付面積が，一定割合を超えていること。

【交付単価】

地域内の全農地面積のうち，機構への貸付割合に応じた単価を，機構への貸付面積に乗じた金額を交付。

機構への貸付割合	10aあたり		
	平成26・27年度 (基本単価の2倍)	平成28・29年度 (基本単価の1.5倍)	平成30年度 (基本単価)
2割超5割以下	2.0万円	1.5万円	1.0万円
5割超8割以下	2.8万円	2.1万円	1.4万円
8割超～	3.6万円	2.7万円	1.8万円



② 経営転換または離農等のため、全ての自作地を機構に貸し出す場合→ **経営転換協力金**

農業部門の減少による経営転換やリタイアのため、機構に10年以上農地を貸し付け、機構から受け手に貸し付けられると、経営転換協力金の交付対象となります。

【交付単価】

0.5ha以下: 30万円/戸 0.5ha超2ha以下: 50万円/戸 2ha超: 70万円/戸

※遊休農地を所有していないことなど、交付には一定の条件があります。

③ 現在自分で耕作している農地を、機構を通じて貸し出す場合→ **耕作者集積協力金**

機構に10年以上農地を貸し付け、機構から受け手に貸し付けられると、耕作者集積協力金の交付対象となります。

【交付単価】

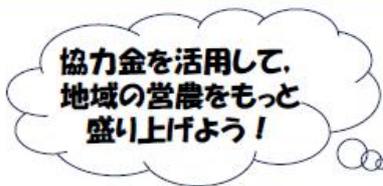
10aあたり		
平成26・27年度 (基本単価の4倍)	平成28・29年度 (基本単価の2倍)	平成30年度 (基本単価)
2万円	1万円	5千円

平成29年度までは、特別単価で交付されるため、早く貸し出すほどメリットが大きくなります。



※自作地と貸借地では交付対象者が異なるなど、交付には一定の条件があります。

機構集積協力金についての詳しい内容・交付要件等は、下記窓口へお問い合わせください。



お問い合わせ先

農地中間管理事業に関する詳細は、公益財団法人鹿児島県地域振興公社のホームページ「農地中間管理機構」をご覧ください、下記へお問い合わせください。

■(公財)鹿児島県地域振興公社 (鹿児島県農地中間管理機構)

TEL **099-223-0223**(直通) FAX **099-227-9412**

E-Mail nouchi@kagoshima-kousya.jp

HPアドレス <http://www.kagoshima-kousya.jp/>

■各庁舎の農林水産課農政係または農業委員会

TEL 穎娃庁舎 **0993-36-1111** 内線 農政係3230 農委3812

知覧庁舎 **0993-83-2511** 内線 農政係2251 農委2821

川辺庁舎 **0993-36-1111** 内線 農政係4251 農委4821

南九州市における

人・農地プランを更新しました。

【南九州市の取組について】

南九州市は、旧穎娃町・旧知覧町・旧川辺町を単位とした「人・農地プラン」を平成24年9月に作成しました。その後、よりよいプランにするため、定期的な地域の話合い活動を行い、新たな中心となる経営体とそれに連携する農業者を含めた、地域農業のあり方などについての「人・農地プラン」の見直しに随時取り組んでいるところです。

今回、平成26年9月29日（月）に南九州市「人・農地プラン」検討会を開催し、新たな内容を更新しました。変更点は、以下のとおりです。

《主な変更点》

- ・「中心となる経営体」及び「近い将来農地の出し手となる農業者」の見直し
- ・地域における担い手の確保状況、将来の農地利用のあり方及び農地中間管理機構の活用方針

※ 内容等の確認については、各庁舎農林水産課へお問い合わせください。

【「人・農地プラン」とは？】

農業従事者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などで、5年後、10年後の展望が描けない集落・地域が増えている中で、持続可能な力強い農業を実現するためには、基本となる人と農地の問題を一体的に解決していく必要があります。このため、国は、平成24年度から、それぞれの集落・地域において、話し合いを行い、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための「未来設計図」となる「人・農地プラン」を作成した集落・地域に様々な支援を行います。「人・農地プラン」とは、具体的には、地域で話し合い「今後の中心となる経営体」、「中心経営体への農地集積」「地域の今後の農業のあり方」を決める内容です。また、完成後も随時更新することができます。

【農地中間管理機構（農地集積バンク）の活用を！】

地域の中心となる経営体などへの農地集積や分散化した農地の連担化が円滑に進むため、農地集積に協力する方に対し、協力金が交付されます。また、平成26年4月以降には、農業経営の規模の拡大を促したり、新たに農業経営を営もうとする参入者の促進などを図るため、「農地中間管理機構（農地集積バンク）」が創設されました。農業経営を縮小しようとしている方、農業経営をリタイヤする方、農地の相続人で相続後自らは農業を行わない方で、ご協力いただける方は、市役所農林水産課または農業委員会にご連絡ください。

農作業事故防止に努めましょう！！

農業委員改選により担当地区が変更になりました

氏名	地区	担当自治会名
上野茂	郡	長崎, 鬼口, 前原, 浜村, 下大久保, 上大久保, 平丹花, 麓
梶山俊孝		浦芝原, 志戸, 山下, 瀬谷, 梶山
山脇茂孝	宮脇	三俣, 高取, 下門, 中村, 水之元, 春向, 山脇, 下菌, 伊瀬知, 赤崎
栗ヶ窪和治	栗ヶ窪	栗ヶ窪, 牧渕, 一氏, 雪丸
西牟田實盛		永谷, 飯山, 佃, 谷場
奥菌克年	御領	木之元, 坂上, 下出, 川原園, 奥菌, 上出, 鶴田, 山下, 小長田, 東馬渡, 西馬渡, 矢越
有村真知子	別府	小原, 松永
松永正美		大川, 耳原上, 耳原下, 摺木
吉崎重廣		吉崎, 蓮子
吉崎久男		福留, 石垣, 鶴成, 次下, 東水成川, 南組, 岡村
永山明美	上別府	上渕, 只角, 新牧, 折尾
寶代 行廣		源川, 加治佐, 高吉, 青戸上, 青戸中, 青戸下, 尾曲, 飯伏
堀之内和矢	厚地・郡	厚地, 河上, 上郡上, 上郡中, 上郡町, 本町, 城馬場, 水垂
田中泉	東別府	加治佐, 浮辺, 三反割
武田豊子		飯野, 塗木
武田正喜	永里・東別府	二ツ谷, 高星, 牧永野, 横井場, 林川, 迫瀬戸山, 樋与上
松久保英生	瀬世・西元	瀬世向, 瀬世上, 瀬世中, 瀬世下, 瀬世町上別府, 平久保, 霜出, 昭和, 川床, 善通, 立山, 松久保, 共親
仁田尾三男	南別府・塩屋	仁田尾, 中渡瀬, 門之浦, 松ヶ浦, 竹迫, 東塩屋, 西塩屋
宮原耕一	郡・永里	手蓑, 池之内, 後岳北, 後岳南, 後岳下, 桑代, 小田代
宮原俊郎		中郡北, 中郡町, 中郡南, 下郡北, 下郡南, 打出口, 上之町, 堤之原, 山仁田新町, 楠元, 打越, ウッドタウン, 平成
松村 孝徳	永里・東別府	中須, 栢場, 中福良, 和田, 松村, 横峯
東垂水勝秀	東別府・西元 塩屋	上木原, 中木原, 東垂水, 西垂水, 下塚, 松山
大隣講平	塩屋	菊永, 大隣
中禮隆一	高田	高田下, 中の後, 高田中福良, 中の前, 藤の下, 上の後, 上の前, 城の前, 城の後
東鈴子	本別府・高田 (長谷小校区)	本別府大久保, 深野木, 川原, 柳, 鉄山, 菊原
下之門信洋	宮・小野 今田	宮小路, 宮中福良, 松崎, 小野, 今田下, 今田上

氏名	地区	担当自治会名
今市範男	下山田	大倉野, 荒多, 日吉, 天神, 諏訪, 大山, 原田, 上村, 下村, 塩入, 片平
深町幸子	中山田 上山田 (勝目小校区)	下之口, 田畑, 馬場, 麓, 上之口, 牧之田, 本門, 有木
有菌正伸	平山・野間	横手町, 川原町, 本町, 中央一, 中央二, 諏訪下, 天神坊, 稲荷町, 松元, 平山上, 平山中, 平山下, 平山六丁, 野間里, 野間大久保, 大田尾
下永田チサト	永田	永田西, 古市, 永田中福良, 永田上
栢木いさ子	両添・野崎	山添, 中川原, 迎川原, 宮下, 向江町, (川辺宿舎) 島内, 野崎中福良, 松尾城, 迎方, 荒殿,
吉留丘	(野崎)清水 (田代地区)	桑水流, 楠原, 木場田, 田代下, 田代中, 田代上, 仁之野, 花園, みどり園, 南野元
君野潤二	上山田 (大丸小校区)	君野, 山下, 上山田中福良, 田の頭, 小河路, 土喰, 屋敷平, 川原山, 森山, 諸麦, 庭月野, 打木谷, 田代, 桐木平
小原光則	清水・神殿 古殿	桜元, 小栗栖, 市崎野, 小崎, 馬立, 瀬戸山, 軸屋, 神殿上, 神殿中服良, 神之下, 下里, 古殿上, 古殿下
外菌順子	田部田	新町, 今村, 田部田六丁, 島, 中通, 佐々良上, 佐々良下, 柞木, 越原

～耕作放棄地・遊休農地を再生しよう！（市単独補助）～

遊休農地等活用条件整備事業…市単独事業

高齢農家や兼業農家等の所有する遊休農地又は耕作放棄地を経営基盤強化促進法等に基づき売買又は賃貸をし、その農地を整備しようとする認定農業者へ支援を行います。

内容：重機等が必要で業者委託を行う場合など…1/2以内(最大5万円/10a)

本人が作業を行う場合など…3/10以内(最大3万円/10a)

(農地の売買・貸借等を行う場合は、農業委員会の許可が必要です。)



週刊

毎週金曜日発行

月600円 年7,200円(消費税込み)

購読の申し込みは、農業委員会事務局及び各分室へ
お気軽に連絡下さい。